

武蔵野市第四期長期計画調整計画

(平成20年度～24年度) 討議要綱

～計画づくりに向けての課題と論点～

- 1 現在武蔵野市は「第四期基本構想」（平成16年12月議決）に併せて策定された「第四期長期計画」以降の情勢変化を組み込んだ「調整計画」の策定を進めています。
- 2 策定委員会は市長の委嘱を受け、本年4月より「調整計画（案）」づくりの作業にあたってきましたが、今回新たに設置された市民会議の提言や、市長などへのヒアリング、市議会各会派の意見などを参考に、主要な課題や論点を整理し「討議要綱」をとりまとめました。
- 3 来年2月の「調整計画（案）」の作成と市長への答申を目指し、市議会、教育委員会、市民会議、市長などへのヒアリングやパブリックコメントを通じ、広くご意見を求め、議論を深めていきたいと考えています。
- 4 本市が先駆けとなり、これまで誇りとしてきました‘参加の計画づくり’をさらに前進させるため、是非とも議員、市民、職員の方々の積極的な取り組みをお願いする次第です。

① 文書による意見提出は下記宛てに9月30日までにお問い合わせ致します。

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市役所企画政策室企画調整課気付

武蔵野市第四期長期計画調整計画策定委員会

② メールによる意見提出も可能です。

E-mail sec-kikaku@city.musashino.lg.jp

平成19年8月

武蔵野市第四期長期計画調整計画 策定委員会

目 次

I . 計画の位置付けと策定の方法	
（ i ） 「 第四期長期計画調整計画」の位置付け	1
（ ii ） 計画策定の方法と手順	1
（ iii ） 「 討議要綱～計画づくりに向けての課題と論点～」の役割と性格	2
II . 計画策定の前提条件	
（ i ） 「 第四期基本構想と長期計画」の枠組みと進捗状況	3
（ ii ） 「 調整計画」策定を取り巻く社会環境の変化	6
（ iii ） 武蔵野市の現況と将来	8
III . 「 調整計画」の主要課題と論点	
（ i ） 「 調整計画」全体に関わる基本的な視点	12
（ ii ） 5つの施策分野別の方向性と論点	17
1 . 健康・福祉分野	17
2 . 子ども・教育分野	21
3 . 緑・環境・市民生活分野	26
4 . 都市基盤分野	32
5 . 行・財政分野	39
【 参考資料 1 】 武蔵野市の人口推計	43
【 参考資料 2 】 財政の状況と課題	46
用語説明	48

I. 計画の位置付けと策定の方法

(i) 「第四期長期計画調整計画」の位置付け

武蔵野市は、市政の計画的運営を図るため、昭和46年から計画期間を10年（第2期、第3期は12年）とする基本構想の議決に併せ、実行計画としての長期計画を策定している。しかし、社会の変化が激しい現在では、10年という期間は非常に長く、当初の長期計画を策定したときには想定し得なかった課題も生じる。そこで、このような状況に対応し長期計画の実効性を保つため、市政選挙にあわせ、基本構想の枠組みの中で、長期計画をベースに必要な修正や時代にあった施策を追加し改定したものが「調整計画」である。

「第四期長期計画」は、平成16年12月に議会の議決を受けて定められた「武蔵野市第四期基本構想」に併せて策定された計画である。この度の調整計画は、平成17年の市長の交代や様々な社会情勢の変化に対応すべく、当初の予定より1年前倒しして長期計画を調整するもので、調

整計画の計画期間は平成20年度から平成24年度までの5か年である。

(ii) 計画策定の方法と手順

今回の調整計画（案）策定にあたっては、「市民が主役の市政」を標榜する邑上市長の方針もあり、より多くの市民の参加を得る目的で、策定委員会設置に先立ち、第四期長期計画の5つの行政分野ごとに公募市民による分野別市民会議を設け、市民生活の視点から、自由な発想で論議した結果の提言書をいただいた。提言書の内容は、これまで行政の視点からは気づかなかった問題点や課題を含んだものとなっており、調整計画（案）策定の参考とさせていただく。

策定委員会にも従来のように学識経験者だけではなく、各分野別市民会議より推薦された市民委員を策定委員として加える方式を採用した。策定委員会に公募を通じた市民が参加するのは、初の試みである。また、策定委員会は原則公開で行われているが、これも初の試みである。

この新たな策定方式を定着させるためには、市民、職員の意識改革と理解が重要だと考える。この調整計画（案）策定過程でのお互いの成長こそが、今後ますます盛んになる市民と市との真の協働につながるものと考えている。

（iii）「討議要綱～計画づくりに向けての課題と論点～」の役割と性格

この度の「討議要綱～計画づくりに向けての課題と論点～（以下、討議要綱という。）」は、調整計画（案）を策定するにあたり、その前段階で、策定委員会が市民会議提言書や市の意見などを参考にして、これから議員や市民、職員の皆さんと討議したい事項をまとめたものである。

従来は、討議要綱は、調整計画（案）に盛り込むべき施策を網羅的に記載しており、討議要綱と調整計画（案）はほぼ直結していたが、この「討議要綱」は、従来と異なり多方面からの議論を呼び起こすために、「論点や問いかけの素材」として示して

いるものである。皆さんの多方面からの積極的な議論を期待したい。

この「討議要綱」をもとに議員や市民、職員の皆さんと議論し、論点を策定委員会で整理し調整計画（案）を策定する。従って、「討議要綱」に記載している事項は、このまま調整計画（案）に直接結びつくものとは限らないことをご理解いただきたい。

策定委員会もこの議論を通して、調整計画（案）策定への新たな視点を持つことができるものと期待している。

II. 計画策定の前提条件

(i) 「第四期基本構想と長期計画」の枠組みと進捗状況

1. 「第四期基本構想と長期計画」の枠組み

< 第四期基本構想とは >

基本構想とは、市の将来像や基本的な理念を示すもので、地方自治法において、全ての市町村に策定が義務づけられている。この基本構想を策定するには議会の議決が必要とされる。市の様々な計画や事業は基本構想に基づいて行われている。第四期基本構想では、武蔵野市の今後10年のまちづくりの目標として、下記の3点を掲げている。

- ・ 都市の窓を開こう
- ・ 新しい家族を育てよう
- ・ 持続可能な社会をつくろう

そして、その基本理念の下、「まちづくりの目標・個性を活かした圏域ごとのまちづくり」を掲げ、さらに、具体的な施策の柱となる「施策の大綱」を記載している。

< 第四期長期計画とは >

長期計画は本市の場合、基本構想の策定と併せて策定されるもので、市議会で議決された基

本構想の理念に基づいて、具体的な施策や事業などを示した計画期間10年の計画である。長期計画は財源に一定の裏づけをもつ前半5年間の実行計画と、将来的に実施すべき事業として、後半5年間の展望計画によって構成されている。今回策定する調整計画とは、第四期基本構想の枠組み内で、長期計画を見直しする計画である。

2. 進捗状況

第四期長期計画では、優先施策として次の6つを掲げている。

- ・ 安全・安心なまちづくりの推進
- ・ 高齢者福祉施策の推進
- ・ 子ども施策の推進
- ・ 緑化・環境施策の推進
- ・ 吉祥寺のまちづくりの推進
- ・ 武蔵境のまちづくりの完成

これらの優先施策をはじめ、計画期間の初年度である平成17年度から平成19年度途中までの主な実績は以下のとおりである。

【安全・安心なまちづくりの推進】

◇ 防犯性の高いまちづくりの推進

- ・ ホワイトイーグルを、2台から3台体制に増強。

◇ 地域防災力の向上

- ・ 防火水槽などの整備は、99.5%完了。

- ・ 災害時に避難所となる市立の小・中学校の災害用井戸は、平成19年度中に全校に設置完了の予定。

- ・ 防災広場の整備実施。

◇ 防災安全センターの設置

- ・ 防災安全センター稼動。

◇ 地域で子どもを守る体制づくり

- ・ 子どもの安全確保のため、学校、子育て施設、地域において、防犯機能の強化、不審者情報の提供など、地域で子どもを守る体制づくりを推進。

- ・ 全ての公立保育園に門扉のオートロック化及び防犯カメラを設置。また、全ての市立小・中学校、幼稚園への、防犯カメラを設置。

【高齢者福祉施策の推進】

◇ 福祉総合計画の策定

第四期長期計画の個別計画として、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「障害者計画」の法定4計画を一体的に策定。（「障害者計画」については、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度に新たに策定。）

◇ 健康づくり支援センターの開設

市民が自らの健康づくりを自発的に実践できるように「健康づくり支援センター」を開設。

◇ 吉祥寺本町在宅介護支援センターの開設

- ・ 一中地区に「吉祥寺本町在宅介護支援センター」を設置。介護保険制度によらない本市独自のミニデイサービス、年中無休の緊急一時ショートステイ（4床）を併設。

◇ 地域包括支援センターの設置

- ・ 介護予防を重視する観点から、平成18年4月、市内の6か所の在宅介護支援センターの内、3か所に地域包括支援センターを併設。

【子ども施策の推進】

◇乳幼児医療費助成制度所得制限の撤廃

・平成17年10月、従来あった所得制限を撤廃し、小学校就学前のすべての乳幼児に医療費助成を実施。

◇地域子ども館の本格実施

・自由来所型の地域子ども館事業を、平成17年4月に校庭開放、図書室開放を統合した地域子ども館として全ての小学校に開設。

◇教育支援センター

・平成17年度に教育相談所、幼児教育相談室、訪問相談室を統合した教育支援センターを開設。相談事業の充実とともに、学校支援機能を強化するため、市立全小学校に臨床心理士を派遣。平成19年度、同センターの臨床心理士を市立全中学校にも派遣し、都スクールカウンセラーとあわせ週2日の相談日を設定。

【緑化・環境施策の推進】

◇環境基本計画の改定

・環境基本条例に掲げる基本理念を実現するため、環境基本計画を改定。

◇武蔵野市農業振興基本計画の改定

・武蔵野市農業振興基本計画を改定。

◇特色ある公園の整備

境三丁目緑地、関前四丁目公園などの新設とともに、農業ふれあい公園、境冒険遊び場公園などの特色ある公園づくりを実施。

【吉祥寺のまちづくりの推進】

◇吉祥寺グランドデザインの策定

・中長期の吉祥寺のまちづくりの方針を示す吉祥寺グランドデザインを策定。

【武蔵境のまちづくりの完成】

◇鉄道連続立体交差事業の推進

・平成18年12月に西武多摩川線が高架化、平成19年7月にJR中央線の下り線が高架化。

優先施策以外の実績は以下のとおりである。

・障害者就労支援センターを開設
・「まちづくり条例（仮称）検討委員会」を発足し、「参加と

連携」、「開発調整」における手続きや仕組みなどについて検討中。

- ・北町第一住宅の建て替えは、平成19年度完成予定で、西久保住宅は平成21年度、移転・建て替え予定。

- ・都営武蔵野アパートの建て替えは、平成22年度の完成を目指しており、障害者福祉施設、児童福祉施設、シルバーピアを併設予定。

- ・ムーバス6号・7号路線の運行開始。

- ・三鷹駅北口エレベーター・下りエスカレーターの運行開始。

- ・紙で記録・管理していた戸籍をコンピュータによるデータ管理に変更。

- ・調整計画策定に、より多くの市民の声を反映させるため、公募市民97人による市民会議を設置。

- ・「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針（平成17～21年度）」を策定。

- ・NPO団体などへの活動支援の指針を示すNPO活動促進基本計画を策定。

(ii) 「調整計画」策定を取り巻く社会環境の変化

この度、調整計画を改定するには以下の社会環境の変化がある。

1. 地方分権の進展

地方分権は国と地方の関係を対等・協力関係へ大きく変えるものであり、自治体の自立性が強化されるとともに、市民に対する責任も今まで以上に問われることになる。夕張市のような自治体の破綻は極端な例ではあるが、自治体運営にはより一層の高い規律が求められている。また、三位一体の改革は市の財政に変化をもたらしている。本来、地方財政の強化をもたらすべき改革が、本市のような豊かな自治体にとっては、逆に補助金の削減や税収減をもたらすことになる。「最小の経費で最大の効果」をあげることが追求し、自治体としての体質強化が求められている。

2. 福祉・保健分野での制度改正

介護保険法の改正、障害者自立支援法の施行などによる制度改正があった。国が進める社会保障制度改革の中で、国・都道

府県・市町村がそれぞれの役割を果たすことが大切である。制度の狭間にあって困っている方や低所得層の方などに対し、市として何ができるかが課題となっている。

3. 環境問題の深刻化

世界各地での異常気象や都市のヒートアイランド化に伴い、市民生活にも影響が出始めている。温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が平成17年2月に発効した。本市においても、全ての施策を環境の視点で捉え直し、環境に負荷がかからないよう施策を展開する必要がある。

4. 都市防災対策の必要性の高まり

平成17年9月の集中豪雨では市内においても深刻な浸水被害が発生した。また、先ごろ発生した新潟県中越沖地震や平成16年に発生した新潟県中越地震など、自然災害が目立つようになった。今後、武蔵野市での自然災害が起こるリスクに対し、さらに一層の備えを行うことが必要である。

5. 都市基盤のリニューアルの必要性

武蔵野市は、豊かな財政にも支えられ、上・下水道などの都市基盤整備を早い段階で終了し、快適な生活環境を市民に提供してきた。しかし、近年これらの都市基盤も老朽化が進み、上・下水道、小・中学校、クリーンセンターなどの施設に更新時期が迫ってきている。さらに、文化施設、スポーツ施設なども、大規模改修が必要となっている。リニューアルには多大な財政負担が必要なため、今後慎重な行財政運営が必要である。

6. コミュニティに対する期待の高まり

ひとり親家庭の増加などに見られる家族の変容や格差社会、超高齢社会の到来などにより、地域の中で孤立しがちな方々を見守る地域コミュニティに対する期待が高まった。地域のつながりが薄れる中、地域住民が安心・安全感を持って暮らせるようなコミュニティの再構築が求められている。また、これまで市は特定の性別、年齢、階層を対象とする施設は建設せず、コ

コミュニティセンターに機能を集約していくことを基本としていた。しかし、近年コミュニティセンターの新設や施設改築の要望あるいは児童館など特定の年齢階層を対象とする施設に対する要望や高齢者や青少年の「居場所」に対する要望が強くなっている。

7. 都市型居住の需要の増大

都市型居住の需要の高まりや規制緩和あるいは景況感の回復などの影響を受け、武蔵野市においても工場跡地や社宅などの売却地でのマンション開発、あるいは公団の建て替えの終了によって人口が急増した。今後も市内に大規模マンション開発が起こる可能性は大きく、人口増に対する対応や大規模開発に対する対策などが課題となる。

(iii) 武蔵野市の現況と将来

武蔵野市はJR中央線沿線に位置し、都心に近い立地条件により住宅都市という側面と、吉祥寺という都内でも有数の商業集積を持ったまちという2つの側面を持ち、魅力のあるまちとして有名である。それだけに武

蔵野市に住みたいと思う方も多く、住宅地・商業地とも高い付加価値がある。

1. 人口

武蔵野市の人口は、昭和40年代に13万人台になって以来、安定していたが、緑町公団や桜堤公団の建て替えなどが始まると急減し、平成9年には一時的に13万人台を割るところまで達した。しかし、平成10年以降、人口は回復に向かい、特に大規模団地の建て替え完了に伴う戻り入居や、企業などの社宅跡地や工場移転跡地に大規模なマンションが建つなどして平成16年からは急速な伸びを示した。

一方、高齢化はますます進んでおり、平成19年1月1日現在の市の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は18.7%に達している。また、少子化も進んでおり、平成17年度には、合計特殊出生率0.77という非常に低い数字を記録した（なお、武蔵野市の場合、未婚率が全国平均に比較して非常に高く、単身世帯が多いため、このような特異な数字となる側面も考慮する必要が

ある)。武蔵野市は、人口の純移動率が20歳前後の世代で非常に大きく、若者の転入が多いのも特徴の一つである。

武蔵野市の人口を全国の自治体と比較して特徴的なのは、平均世帯人員が1.94人と非常に少ないこと、人口密度が1平方キロ当たり12,349.95人で、東京都区内を除けば全国で第2位と非常に過密な都市であること、昼夜間人口比率が高いということ、などである。

今後、武蔵野市では、桜堤公園跡地の開発をはじめとして、いくつかの大規模なマンション開発が計画されている。人口推計によると、現在市が把握しているマンション開発の計画を織り込むと、平成29年には人口約14万人に達し、その後は緩やかに減少していくことが見込まれる。

こうした中で、高齢者の割合もますます高くなり、調整計画最終年度にあたる平成24年度中には21.2%となることが予想される。また、75歳以上の高齢者の割合は11.1%となる。高齢者の単独世帯、高齢者夫婦のみ

の世帯の増加も予測されており、平成22年には、それぞれ約6,000世帯、約5,200世帯に増えることが見込まれる。

一方、0歳から5歳までの人口は、団塊ジュニア層の出産が見込まれ、出生率の上昇の可能性は高いものの、出生率の高い20歳から39歳の人口が過去に比べ大きく減少していることを考えると、出生率が多少高まっても、乳幼児人口の減少傾向はこれからも続くものと考えられる。

2. 土地利用

平成14年度の武蔵野市の土地利用現況調査によれば、住居系が最も多く市内の約46%を占めている。次いで、道路など交通系が約16%、公園、運動場などの空地系が約12%、公共系が約11%、商業系が7%となっている。前回の平成9年の調査結果と比較すると、農業系、工業系がそれぞれ0.3ポイント、空地系が1.1ポイント減少している一方で、住居系が1.3ポイント、商業系が0.3ポイント増加している。

今後の武蔵野市の土地利用に

については、都市型居住の需要が弱まらない限り、未利用地（市内における構成比率1.37%、以下同じ）、農用地（4.38%）、工業用地（1.95%）などが住居系に変わっていく可能性が高いと思われる。

また、武蔵野市の場合には三多摩の中でも社宅などが多い地域である。今後、ここ数年に見られるように、社宅などが売却され、跡地にマンションなどが建てられる可能性も考えられる。農地の転用やマンション開発によるまちの変化への備えをしておく必要がある。

3. 産業

農業については、平成17年度現在、農家戸数84戸、農業従事者は227人で、戸数、従事者ともに漸減状況にある。

工業については、武蔵野市の製造品出荷額は全国的にも低く、その額は近年顕著に低下しており、減少率は非常に大きい数値を示している。従業員数4人以上の工場の数も100か所以下で、一部大企業があるもののそのほとんどは零細なもので、そこで

働く従業員の数も低下が続いている。

武蔵野市の工業は、これまでの経緯や武蔵野市というまちの性格を見ると工場誘致などは不可能であり、高い成長を期待することはあまり現実的ではない。

武蔵野市の商業は、小売業で見ると年間約3,000億円の売り上げがあり、全国の自治体の中でも高い水準にあるが、そのうち2,000億円は吉祥寺商圈でのものである。平成16年の従業員一人当たり年間販売額は三多摩地域において第7位であり、吉祥寺という巨大商圈を抱えている割にその順位が低いということは、吉祥寺商圈以外の武蔵野市内の路線商業の厳しい状況を表しているとも読み取れる。

商業においては、立川の急激な発展、三鷹駅南口や武蔵小金井駅周辺の開発など、近隣都市との競争が強まる中、吉祥寺についてはグランドデザインを踏まえ早急な対策が必要である。また、三鷹駅南北での大規模開発の影響や、武蔵境のJR中央線高架化に伴う影響など、この調整計画期間中の4～5年の間

に、三駅圏ともまちの激しい変化が予想され、今後早急に対策を講じる必要がある。

少子高齢化の進展に伴う市税の減少が予想されるため、財源の確保などとしての武蔵野市らしい産業の育成という視点も大切にする必要がある。このまちにふさわしい産業のあり方、育成の方法も今後の市の課題の一つと言える。

Ⅲ. 「調整計画」の主要課題と論点

本市のまちづくりは現行の「第四期長期計画」に基づいて順調に進められてきた。しかし昨今の著しい社会経済状況の変化と参加と市政とのパートナーシップを求める市民の声の高まりに、今回敢えて計画期間を繰上げ「調整計画」の策定を見ることになった。

以下ではこうした背景と経緯の意味するところをしっかりと認識し、これからの広範な議論と検討を活発に進めていくため、「調整計画」策定に向けてのその全体に及ぶ基本的な視点と施策分野別の具体的な課題や論点を挙げるものとする。

(i) 「調整計画」全体に関わる基本的な視点

「第四期基本構想・長期計画」の新たな展開を目指すこれまでの議論の全体を眺め渡すと、概ね次の3つの角度から今回の「調整計画」策定の基調となる視点は整理される。

第一はこの具体の武蔵野市と言う都市に投影される今日的な

‘社会経済状況の動き’から生じる視点の群であり、これらに伴ってまちづくり全般を通しての発想転換が求められる。

こうした中での地域や市民生活の将来のあり方を見通すならば、第二は‘市民生活やまちづくりの中で今実際に当面する問題の解決、そして今後に予測されるリスクの回避’のための、さらに第三は‘市民の生き方や暮らし、都市、コミュニティの一層の活性化と高水準達成’に向かった視点の群であり、これからの都市経営においては両者間の均衡を如何に保つかが問われよう。

1. ‘社会経済の動き’からの3つの視点

(1) ‘つくる’から‘使う’、‘保つ’への転換を

都市基盤をはじめ装置、施設など本市の市民生活環境整備は他都市と比べ群を抜く状態にある。部分的な不足はあっても、今後ますます多様化する自己実現や福祉向上への市民要望に対して、新たに‘つくる’ことを

考える前に、まず豊富な社会資本ストックの上手で、有効な‘利活用’と適切でユーザー本意の‘運営、維持管理’の充実を考え、いろいろな知恵と工夫を凝らしていくことが望まれる。

(2) ‘ハードウェア’から‘ソフトウェア’の発想重視へ

昨今のまちづくりでは器づくりよりも中身の充実を、物的環境整備以前に社会的環境の調整を、硬いルール適用よりも柔軟できめ細かな支援を、などハードウェアよりもソフトウェア、ヒューマンウェア優先を求めるケースが増えてきている。まちづくりでのハード要素は不可欠であるが、とりわけ成熟の進む本市のような都市では市民の価値や行動の選択は物より心へ、数量より質へ移行しつつあり、こうした潮流を見極めながらソフトウェア重視の発想を市の施策やサービスに取り入れて行く配慮が求められている。

(3) 広い視野からまちづくりを。‘一度立ち止まって見直し’、明日のイメージへ

長期にわたって本市は計画主導と豊かな財政力に支えられ環境づくりや社会資本形成に努め、全国のモデルともされるまちづくりを進めてきた。とは言え、自治体行政の高次化、多様化する市民ニーズへの的確な対応の必要、分権の進展による今まで以上の自治体としての責務と財政的裏づけへの要請に迫られており、本市の将来発展についても同じ延長線上をたどり得るか否かはかなり不透明と言えよう。

そこで本市のまちづくりも従来通りの方向にひたすらに走り続けるのではなく、一度立ち止まり、長期的な視野から来し方を顧み、将来の都市像や都市づくり戦略について議論の輪を広げる時期を持つても良い。今回市民、市政でのこうした感覚の共有は、本市の将来発展への意欲を創出するに違いない。

2. ‘問題解決とリスク回避’ からの4つの視点

(1) 本当に困っている人々への‘社会への信頼感、支えられ感’の回復と創出への支援

暮らしの豊かさとゆとりが語られる本市にあっても、高齢化や所得格差の進行、家族崩壊や子育て不安、そしていじめや不登校の発生など、地域社会の日常に疎外や孤立を感じる市民が見出される。少数であってもこうした人々に対して、それを自己責任に帰することなく人間性への思いやりと公共性の原点に立ち返り、‘社会への信頼、支えられ感’の回復に向かって直接、間接何らかの具体的な社会的支援、つまりミニマムな生活保障へのセーフティネットの仕組みづくりを考えていくことが望まれる。

(2) 日常生活点での‘多様なケア、サービス拠点と気安い居場所’の確保

福祉、保健・医療、子育てな

どの公的なケア、支援サービスの舞台には即応性や親近感のある居住地近辺や自宅がふさわしく、高齢化などに伴って暮らしの安心、安全のためにもそうした環境を期待する声は増大している。

このためには多分野でのケアやサービスを複合的に提供出来るシステム、そしてあらゆる世代にとっての‘居場所’を兼ねた日常生活点での拠点づくりが望まれる。先駆的なコミュニティ施策の経験を持つ本市だけに、既存のコミュニティセンターの位置づけ、性格の明確化も含めて、既存施設などの利活用を中心に新たな対応への工夫が期待されている。

(3) 地域・コミュニティの実情に対応する‘総合的、横断的行政’への期待

市民の暮らしに直結し、きめ細かく、リアルタイムで対応し、最大限機能発揮し得る行政のあり方は、従来、大きな懸案であるが、中でも上記(2)の視点とも関連して、地域・コミュニティの実情認識に基づき、行政が一体として、適切に行動でき

る市政を要望する声が増えている昨今と言える。

これについては制度的な規定や所掌業務範囲を超えての地域担当チーム制など、地域と市民生活対応型の総合的な施策立案と横断的で機動性ある組織体制づくりに期待がかかるところである。

(4) まちづくりの流れを次世代に継承するための‘将来的リスク’への留意

‘最も住みたい街’のトップクラスに挙げられることの多い本市。しかし高齢化や都市基盤の老朽化などの内的要因に加えて、東京都市圏でのトレンドなど外部からも多面にわたるプラス、マイナスの影響が及び、常に大きな変化に向き合っているのが現実である。

こうした中、都市経営の基礎となってきた豊かな財政、緑豊かな住環境や景観を守ってきた従来の土地利用形態、広域商業中心としての吉祥寺の街のパワーなどが将来も維持されるには、それぞれについてのリスクを見通し、回避するための戦略

や方策、特に多方面での情報・知識や企画力を高め、その担い手となる人材育成の強化が必要とされる。

3. ‘市民生活と都市・コミュニティの活性化、水準向上’からの3つの視点

(1) まちづくりにおける‘市民と市の協働’と‘市民のパワー強化’の促進

NPO、ボランティアをはじめ多様な市民参加が広がる今日、まちづくりは沢山の主体の協働の産物であり、結果だけでなくプロセスも評価される時代となっている。

こうした状況を見据え、本市は今改めて新たな公と民のパートナーシップの形成や適切な役割分担の下に、潜在する‘地域力・市民力’を再認識し、発掘し、積極的に活かす必要がある。これによって、長い歴史を持つ市民参加に進化をもたらし、また一つまちづくりに新たなページを加えるに違いない。これには各種条例などによる制度的枠組みも大切であるが、何

よりも市民側での企画・情報・コーディネート・マネジメントそして責任能力などについての資質、能力の強化、向上が必要条件であり、また公民の間での具体的な仲介・調整機能を待った主体性ある中間組織の存在も重視される。

(2) ‘魅力ある自立都市創造’に向けての‘産業・文化活性化’の推進

本市は都市近郊住宅地の性格を強くしつつも、鉄道駅を中心に広域中核としての吉祥寺をはじめ、新たな発展要因に富む三鷹駅北口、武蔵境の3つの中心市街地の集積を持つ。これらには従来型の小売、飲食・サービス業のみならず都市型ベンチャー、情報サービス、カルチャー・アート系などのビジネススポットが、さらに周辺には大学をはじめ高等教育研究機関が多く立地しており、またこれらの関連領域に携わる市民も数多く、本市は正しく現代東京のニュービジネスや文化産業を象徴する代表的都市の一つと位置づけられる。

分権と地域間競争の時代を迎

えて、都市政策においても次世代に向けての活性化戦略が大きな比重を持ちつつある。まずこれだけの活性化資源を公民パートナーシップの知恵と創造力で正確に評価し、明確なコンセプトとイメージ、メニューとプログラムを立案し、活用していくことが強く望まれる。

(3) ‘環境問題’への積極的取り組みによる‘持続的都市発展’への挑戦

年を追って地球環境問題の及ぼす将来的リスクへの危機感が増してきており、もはや都市規模から個人のレベルに至るまで真剣に向き合う時期にきている。

本市での環境問題への取り組みは早く、様々な分野、場所での試みが引き続いてなされている。さらに今後、より広い範囲での検証を行い、まちづくりトータルでの挑戦を図って行く努力が期待される。あらゆる施策を環境の視点から検討していく。本市の持続的発展の実現にとって、この点こそが核心となるに違いない。

(ii) 5つの施策分野別の方向性と論点

1. 健康・福祉分野

「長期計画」策定当時と比べて、健康・福祉分野では、国の社会保障制度改革により、年金、介護、医療の各分野について増大しつつある国民負担のあり方を中心とした見直しが進み、介護保険法の改正と障害者自立支援法の実施という大きな変化が起きている。

また、税制改正と同時期に定率減税が廃止されることによる税負担増や、後期高齢者医療制度が導入されることにより、将来に不安を抱く市民がいることも事実である。

安心して暮らすことができ、充実した生活が送れる「福祉のまちづくり」を実現するために、以下の視点が大切であると考え

- ①行政と市民の役割と責任を明確にする。
- ②生活不安を解消するための、仕組み・目標を提示する。特に、認知症のある高齢者や障がい者も「安心して暮らせる」「充実

した生活が送れる」まちづくり、環境整備を早急に行う。

③武蔵野市の福祉が目指してきた、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる施策を推進し、一人ひとりの生活に合わせてサービスが提供できる柔軟な制度の運用を継続・発展させる。

(1) 地域包括ケアシステム

◇防災・防犯・災害時対応の地域ネットワーク構築

・災害時対応システムを作ることとは緊急の課題である。障がい者、要介護高齢者、認知症高齢者などの命を守る仕組みを整備するために、個人情報保護に留意し、情報収集を早急に実施する。

◇在宅介護支援センター・地域包括支援センターの充実

・高齢者の総合相談窓口としては、市役所の本庁のほか、6か所の在宅介護支援センターがその役割を果たしてきた。また、介護保険制度の改正により新たに地域包括支援センターが設置されている。これらの連携を強め、市民にわかりやすいワンス

トップ型の相談機能を強化し、安心感と信頼を一層高める。

・地域包括支援センターについては実績を検証し、市民の利便性や在宅介護支援センターとの連携を考慮しつつ、今後のあり方について検討する。

◇地域特性を踏まえた施策展開

・介護保険制度の実施にあたっては、市は、利用者負担の軽減事業や、介護保険を補完する事業を行ってきた。今後も、市民の介護保険制度の利用状況の把握に努め、地域特性を踏まえた施策の実施や国や都への働きかけを引き続き行う。

【問1】武蔵野の地域特性を踏まえ、上の①②③の視点を活かすべく市が取り組むべき事業としてどのようなものが考えられるか。

（2）医療ネットワークと地域リハビリテーションの充実

・医療制度改革の一環として、療養病床数の大幅縮小が行われようとしている。市としての施設整備及び在宅での生活を維持できるための方策について検討

する。

・各医療機関と武蔵野赤十字病院を中心としたネットワークの充実を図る。医療情報提供も含め医療機関間の連携を進め、24時間安心して在宅療養できる支援体制を構築する仕組みを検討する。

・地域リハビリテーションを進めるため、関係機関の連携により、機能訓練のみならず、日常生活や社会生活の再構築支援、療育支援も行う新たな幅広い体制づくりについて検討する。またその検討の中で、障害者福祉センターの位置付けを明確にしていく。

（3）権利擁護・高齢者虐待、認知症施策

◇権利擁護事業及び成年後見制度の推進

・権利擁護事業及び成年後見制度の推進に関する市の基本方針を確立する。また、高齢者・障がい者のセーフティネットとなるような制度や仕組みについて研究する。

◇高齢者虐待への対策

・高齢者への虐待を発見した場合や、虐待が疑われる場合の通報先について市民への周知を図るなど、虐待防止体制の強化を行う。

◇認知症施策の充実

・家族介護者の負担軽減のための認知症相談の充実、認知症の理解と地域での支援のための普及啓発活動の充実、初期診断のための受診・サポート医システムなどの仕組みづくりを行う。

(4) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

◇地域福祉活動の拡充

・心身の健康を保つために、高齢者が「外出する」「集う」「役割を得る」機会を提供するような、市民が主体となった地域福祉活動を支援し、推進する。

【問2】地域福祉活動は様々な民間団体、NPOなどによって担われている部分もあるが、市はこれらの活動とどのように連携すべきか。

◇テンミリオンハウスの検討

・テンミリオンハウス第1号が開設されてから7年が経過し、現在6施設が開設されている。現在に至るまで補助対象団体は変更がなく、事業採択及び運営評価を毎年度行う趣旨が十分活かされているとは言えない状況にある。各地域の実情にあわせて、整備目標数や事業のあり方を再検討する。

(5) 福祉施設のあり方の検討

◇くぬぎ園の将来像の検討

・軽費老人ホームくぬぎ園は、高齢者・障がい者の社会生活への復帰を目的とした施設などへの転用を含め、建て替えあるいは大規模改修を具体的に検討する。

◇小規模作業所の新体系への円滑な移行

・小規模作業所については、障害者自立支援法の施行に伴い、新体系への円滑な移行促進のための調整や助言などの支援を行う。

（６）健康づくり増進施策

◇健康づくり増進及び介護予防事業のあり方の検討

・医療制度改革に伴う市の保健事業の再編に際しては、様々なライフステージにおいて市民の健康を守るという視点で、事業展開を図るとともに、健康づくり支援センター事業を今後一層拡充させる。

【問３】地域での健康づくりを推進し、市民の健康意識を高めていくために、どのような方策が考えられるか。「健康づくり支援センター」をより効果的・効率的に運営するには、どのような方法が考えられるか。

・現行の介護予防事業について、より効果的な事業のあり方及び実施体制について検討を行う。

◇市民こころの健康支援事業

・メンタルヘルスについて、幅広い市民を対象に出前講座（専門講師によるこころの健康講座）などの多様な啓発、面接・訪問による相談などをさらに広める。保健・福祉・医療などの関係機関との連携を推進する。

（７）障がい者・障がい児施策の検討

・障害者自立支援法は、平成18年度に段階的に施行された。市では、利用者負担の軽減事業（補装具費や日常生活用具の給付、通所施設の交通費助成や食費負担の軽減）や三障害一元化に伴う事業拡大（診断書料の助成、探索サービス、情報誌の発行）を行ってきたが、今後も障害者自立支援法の実施状況の把握に努め、地域特性を踏まえた施策の実施や国や都への働きかけを引き続き行う。

（８）高齢者・障がい者などの就労支援

・高齢者や障がい者などの就労を支援するために、国や都との役割分担を踏まえつつ、就労機会を拡大させる方策について検討する。

・平成18年度に設置された障害者就労支援センターの活動を推進支援する。

2. 子ども・教育分野

武蔵野市の14歳以下の年少人口は総人口の10.7%にまで減少しており、次世代を育成していく力を養うことは地域社会全体の課題となっている。「長期計画」策定以降、教育に関する議論が高まり、国の制度も改変されたが、武蔵野市でも少子高齢社会における子育てや教育のあり方を積極的に問い直し、活力ある地域社会を築いていく必要に迫られている。

調整計画の策定にあたっては、「長期計画」に掲げるファミリーフレンドリーの理念を受け継ぎつつ、新たな少子化対策の視点を取り入れた施策を展開することが必要である。

子どもを育てる場としての家庭の重要性は言うまでもないが、子どもの育ちは地域・企業・行政など社会全体の責任でもある。企業での働き方の見直しを含め、多様な制度や仕組みが子育てを支え、子育て家庭が「支えられている」と実感できる支援を進めていくことが求められる。

児童虐待など現代の子育てには社会が全体として取り組まな

いと解決できない問題も多い。すべての子どもの育ちと学びを保障する環境を整備し、子どもの視点に立った施策を推進する。

学校教育は学校だけにまかせるのではなく、家庭や地域、行政が一体となって取り組んでいくことが重要である。市内の子どもたちが抱える課題を解決するために、学校の自主性・自律性を高めて武蔵野市の特色ある学校づくりを推進する。

生涯学習社会においては、いつでも、どこでも、だれでも学び直し、自己実現を目指すことが保障されなければならない。市民との連携・協働による生涯学習体系づくりによって学習の機会を子どもから高齢者まで幅広く提供し、継続性のある事業展開を図る。市内や近隣に数多くある学習施設、人的資源、文化資産を生涯学習事業に活かすと共に、学校教育との連携を深める。

(1) 子育て支援施策の総合的展開

◇子育て中の親子の「居場所」づくり

・コミュニティセンターや保育園など地域に点在する既存の施設を活用しつつ、子育て中の親子にも身近な場所での地域子育て支援事業の拡充を図る。

【問4】公立保育園での「あかちゃんのひろば」など、市はこれまで様々な地域子育て支援事業を実施してきた。これらの事業を今後さらに発展させていくためにはどうしたらよいか。

・保育士などを地域の子育て支援の人的資源として活用し、子育て支援コーディネーターとして位置づけられないか検討する。

◇保育園のあり方の検討

・市では、平成16年度から3か年かけて公立保育園改革を行った。評価委員会からの指摘を受け改善を図り一定の成果を得たが、依然、公立と民間では児童1人あたりにかかるコストに大きな差がある。これらを踏まえ今後の保育園のあり方の検討を行う。

◇認可保育園待機児の解消

・近年、大型マンションの建設などに伴う人口増、とりわけ、0歳児の人口増に伴い、0歳児、1歳児の認可保育園の待機児増が見られる。認可保育園の定数弾力化を進めながら、NPO、家庭福祉員（保育ママ）制度、私立幼稚園の預かり保育、認証保育所など多様な制度や仕組みを使って、待機児の解消を図る。

◇私立幼稚園への支援のあり方の検討

・公立・私立幼稚園の違いにかかわらず、市の支援に差のない仕組みづくりを検討する。

(2) 子育て支援施設の整備

◇泉幼稚園跡地の利用検討

・長年、幼稚園の歴史を持った土地であることに配慮し、子育て支援を中心とした施設としての利用検討を進める。

◇武蔵境圏の子育て支援施設の整備

・境幼稚園は「基本構想」では、「新しい子育て支援施設としての活用を展望し、（中略）発展的解消を図る」とされている。今後、新しい子育て支援施設と

してふさわしいあり方の検討を進める。

・武蔵境圏の子育て支援施設については、既設施設の整備活用や複合型子育て支援施設の可能性などを視野に入れて、検討を進める。

【問5】現在、児童館は桜堤児童館1館のみであるが、位置的な偏りから、複数館の設置を希望する市民の声もある。一方で、地域子ども館（あそべえ）の実施以降、児童館への小学生来館者の減少が見られる。児童館が果たすべき役割はなにか。

（3）学校教育の充実

◇学校の教育力の拡充

・市独自の教員加配による少人数教育、小学校高学年の教科担任制、地域の豊かな教育力を活かした教育の拡充を図る。

・児童・生徒のいじめ、不登校などの問題解決や、確かな学力や体力の向上、教員の授業力向上、授業の改善を図るために一層の学校支援を行う。

◇環境教育の推進

・世界的な温暖化など環境教育

の重要性が高まっている。地球環境への意識を高める教育を充実するとともに、学校施設の緑化を推進する。

◇食育の推進

・「食」は人間の生活の原点である。「いただきます」「もったいない」の意味を考えさせ、食についての正しい理解と望ましい食習慣を養わせる「食育」を推進する。

◇中学校給食の早期実施

・中学校給食を早期に実施する。弁当を望む家庭やアレルギーなどで弁当の必要な生徒に対しても配慮する。

◇次世代の市民育成の拡充

・自分と異なる立場や感性についての理解を深めさせ、「命の尊さ」「思いやり」「勇気」「優しさ」など人権に配慮する心を一層養わせる。

・地域の歴史に学び、平和の尊さへの意識を高めさせるとともに、紛争の絶えない世界の現状を理解させる。

・「市民」であることの意味を考えさせるシチズンシップ教育、メディア情報を正しく取捨選択する能力を身につけさせる情報

リテラシー教育、男女共同参画社会の実現に向けた教育、国際理解教育などを推進する。

・NPOやボランティアなど地域の人材が学校教育の現場に一層積極的に参画する仕組みと手続きを検討する。

◇学校施設の整備

・学校改築計画（平成19年度策定中）に基づき、学校施設の延命化を基本に学校改築、学校整備を行う。大規模改修・改築には、教育環境に配慮した学校教育のあり方にふさわしい学校施設であると同時に、地域コミュニティの場に位置づけ、一時避難所としての防災機能、校庭や教室などの学校開放、地域子ども館などにも配慮する。

（４）青少年施策の充実

◇土曜学校の充実

・土曜学校の内容を検証し、一層の充実を図るとともに地域の教育力を生涯学習の活性化につなげる。

◇学童クラブと地域子ども館の連携

・学童クラブ在籍児童の土曜日などの過ごし方については、地

域子ども館（あそべえ）の活用も含め、様々な方策を幅広く検討し、安心して過ごせる環境づくりを推進する。

◇青少年施策の検討

・武蔵野プレイス（仮称、以下も同じ）建設を契機に青少年が心身共に健全で豊かに成長するために必要な施策を検討する。

【問6】青少年（主に中学生、高校生）は地域にどのような「居場所」を必要としているか。また、青少年が地域に愛着を持ってまちづくりに関わるためには、どのような仕組みが考えられるか。

・中学生と地域のつながりを深める取り組みを検討する。

・様々な分野で次世代を担う若者を育成するために、NPOや市内及び周辺在学の大学生（約26,000人）との連携・協働の方策を検討する。

（５）生涯学習施策の拡充

◇生涯学習事業の体系的展開

・生涯学習社会の実現に向けた総合計画を策定し、施策内容を早急に体系化する。

・生涯学習に対する要望を世代ごとに把握して幅広い市民参加を促す。

・武蔵野プレイス建設を契機に、既存の生涯学習施設が果たすべき役割分担について整理し、ネットワーク化を図る。

◇生涯学習成果を地域に還元できる仕組みづくり

・市民が、いつでも自発的に学び、相談し、希望に応じてその成果を地域に還元できる仕組みを整備する。

・生涯学習機能を拡充するために、武蔵野プレイスが十分機能を果せるよう市民との連携・協働のあり方を検討する。

◇図書館機能の拡充

・図書館全ての利用者に対して、ハード面だけでなく、ソフト面からも、IT用語やカタカナ表記、検索方法をわかりやすくするなど配慮を行う。

◇教育と文化行政の連携強化

図書館や吉祥寺美術館、吉祥寺シアターなど、生涯学習施設と文化施設との連携を進め、特色ある市民文化を創出する仕組みを検討する。

3. 緑・環境・市民生活分野

武蔵野市はかねてより、緑豊かで落ち着いた住環境、ファッションナブルな買い物エリア、住民の高い教育レベルと市民参加など、多くの点で高い評価を得ており、住みたいまちランキングなどではトップレベルの評価を受けることが多い。すなわち、市民生活が豊かなまちであると考えられるが、いくつかの点でほころびが見えていることも確かであり、刻々変化する情勢の中で豊かさの質を検討し、望ましい姿の実現に努めていかなければならない。

主な施策の領域としては、まず、環境、緑、防災・防犯、コミュニティがある。これらについては、市と住民が十分な連携を取って推進することが最も重要であり、そのための仕組みの整備を進めなければならない。

昼間人口は住民登録数を2万人ほど上回っており、市民生活の担い手は住民ばかりではない。学生、買い物客などに加えて、市内の産業に従事している人々も多い。従来の農業・商工業に加えて、近年はS O H Oなど情

報サービス産業の従事者が増加している。そのような産業の起業にとっても武蔵野市は魅力あるまちであることが求められており、高度な都市文化と学術文化が融合する知的付加価値の高いまちづくりを進め、その特色を積極的に発信していく視点が不可欠である。

安心して暮らせるまちの今ある豊かさを維持しつつ、新しい都市文化を育むまちであることを目指す「都市の戦略」を市と市内外の市民の多様な協働により一層推進することが求められている。

(1) 持続可能な都市の形成

◇環境配慮への誘導制度の導入検討
・エネルギー使用量を一層削減するために、市の施設における環境配慮を進めることに加えて、市民生活や事業活動の中に、より一層の環境配慮行動を広げるための誘導制度の導入を検討する。例えば、フィフティ・フィフティ制度（省エネ活動で節減できた光熱水費の一定割合を次年度予算などに加算できる制度）や民間に対する経済的優遇措置の導入を検討する。

◇クリーンセンターの建て替え
・クリーンセンターは稼動開始から 23 年が経過した。建て替えに向けて市民との協働体制を推進し、地域住民の合意形成を図る。

また、策定中の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ処理行政全体の中での施設の位置付けや求められる機能などを基に具体的な仕様、規模について検討を開始するとともに、建て替えのための生活環境影響調査などを行う。

◇ごみの減量化の推進

・ごみ減量化については全力で取り組む。ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再使用・再利用（リユース・リサイクル）をあらゆる分野で進める。

【問 7】ごみ減量化の取り組みは現在も行われているが、周辺自治体と比べても家庭系・事業系のごみ排出量が多く、なかなか減らないのが現状である。一層のごみ減量化に有効な方策は何か。

（ 2 ） 緑豊かな都市環境の創出

◇民間の緑の保全

・緑は依然減少傾向にあり、緑被率の目標値には達していない。農地を始め、民間の緑の保全に努めるとともに、公共空間は積極的に緑化を進める。

◇自然環境センター（仮称）の検討

・今後の「緑のまちづくり」や自然環境の回復と保全の推進には、市、市民、事業者、NPOなどと連携・協働することが不可欠である。新たなパートナーシップ確立のため、共通の支援基盤（プラットフォーム）としての自然環境センター（仮称）設立の検討を行う。

◇公園緑地リニューアル計画の策定

・現在進行中である「特色ある公園づくり」により新たな公園の拡充を行いながら、既存の公園の活用、再整備を市民参加により計画的に進める。

【問 8】あなたのまちの公園を今後どのように活用・再整備していくことが望ましいか。

◇学校の緑化推進

・学校の緑化は緑の創出、良環境の創出・育成という観点からも意義深いものである。校庭の芝生化についても試行を行い、学校の自主性を尊重しながら検討実施していく。

◇緑の検証

・緑化施策においては、目標設定型から成果管理型の計画体系へ移行していくにあたり、市と市民との協働により、様々な指標を用いて、緑の量とともに、質の検証を進めていく。

（３）産業の振興

◇起業支援の検討

・女性事業者、ＳＯＨＯ事業者を含む中小事業者などの現状や新たな起業動向に注目しつつ、小規模企業融資斡旋制度などを活用しながら、より効果的な支援策について研究を進める。部分就労など柔軟な就労を可能にする起業や武蔵野市にふさわしい起業を振興するように努める。

◇武蔵境活性化支援センター

（仮称）の設立

・武蔵境地区は、連続立体交差化事業により南北一体となった

まちづくりが進められ、大きく変わろうとしている。そうした中、武蔵境地区の商業をはじめとする地域活性化のため、地元事業者や消費者など武蔵境の関係者が一体となり総合的なまちづくり活動に取り組む、オール武蔵境の組織を設立する。

（４）就労支援

・フリーター、ニート、ひきこもりなどの非就労、不安定就労者など多様な層の就労を促すために、国の施策（ライフワーク・バランスの取り組みやハローワーク事業）にも留意しつつ、支援策を研究する。

（５）都市観光の推進

◇観光資源の整備

・武蔵野市特有の地域資源である、緑（自然）、買い物・飲食、芸術鑑賞、祭り・イベント、歴史・文化の関連施設を観光資源として整備していく。また、まち全体の統一感や景観、バリアフリーなどに配慮した多言語対応の公共サインを整備する。

（６）防災態勢の強化

◇地域防災拠点の強化

・震災時、迅速な救出・消火活動などを行うためには、身近な地域の防災力の向上が課題である。地域の様々な単位の人的資源をつなぎ合わせる防災ボランティアネットワークによる自主防災組織の全市的な整備が急がれる。行政はそうした地域の自助努力を支援し、自主防災組織連絡協議会設立・運営をサポートしていく。

・平成 19 年 5 月の防災安全センターの竣工により、災害対策本部機能は確保されたが、地域の防災拠点確保のため、引き続き各消防団詰所の防災機能の整備・強化を行う。

◇避難所の整備・運営体制の確立

・地域の自主防災組織が避難所運営に協力し、その中心を担えるよう、組織整備と防災ボランティアの研修・訓練をサポートする。

（７）快適な生活環境の確保

◇マナーアップの強化

・現在、商店会、企業、市の協働により行っている三駅周辺の

喫煙マナーアップキャンペーンは一定の効果をあげている。今後、一層高い目標を掲げ、取り組みを強化していく。

（８）市民活動の活性化と協働の推進

◇市民協働推進事業

・NPO活動促進基本計画の策定を受け、事業を多面的に展開する。

・特に、市とNPO・市民活動団体が共通の理解の下、協働事業が進められるようにNPO・市民活動サポートセンターを設置して、事業を推進する。

・市と協働したい事業の企画をNPO・市民活動団体から募る公募制度を創設し、市民団体との協働をさらに進める。

◇団塊世代の参画支援

・団塊世代が豊富な知識や経験を活かしてNPOやコミュニティの地域活動などに積極的に参画するように一層の支援を行う。

◇コミュニティのあり方の検討

・安心・安全のまちづくりなどとの関連でコミュニティの重要性が再認識される中、コミュニ

ティ協議会、コミュニティセンターの積極的な役割に対する期待が高まっている。コミュニティに関する市民会議を開催し、コミュニティとコミュニティセンターのあり方について、広範な議論を呼びかける。

【問9】コミュニティ構想制定以来、地域コミュニティとコミュニティセンターが果たしてきた役割は大きい。しかし近年、地域コミュニティに求められる役割は多様化する一方、コミュニティ活動に参加する市民は限られているという現状もある。今後コミュニティが担うべき役割、コミュニティセンターの機能はどのようなようにあるべきか。

・八幡町コミュニティセンターの移転・新築、境地区での新たなコミュニティセンター設置の要望があるほか、全体としてコミュニティセンターの施設が老朽化やバリアフリーの観点から、使い勝手が悪いなどの指摘もある。これらについて対策を検討推進する。

（9）男女共同参画社会の実現

◇男女共同参画施策の推進

・むさしのヒューマンネットワークセンターを、武蔵野市の男女共同参画施策推進の中心的機関として位置づけ、多くの市民の参画を一層促す仕組みを整備する。参画促進に加えて、社会環境の変化によって発生・顕在化してくる問題に常に機敏に対応する体制の整備などを検討するために、第二次男女共同参画計画を策定する。

（10）都市・国際交流の推進

◇交流事業の深化

・アジアをはじめとした様々な国の、市内在住の人たちとの異文化理解・交流を深化させる。

・国内友好都市との交流については、引き続き市民同士の交流を中心としながら、お互いの生活を補いあうような形で、給食食材・木材の供給、地方の援農事業など多様なチャンネルでの交流を検討する。

(11) 特色ある市民文化施設の 充実

◇吉祥寺美術館の充実・拡充

・吉祥寺美術館は、今後、魅力ある事業を充実させ、一層の活用を図るため、企画展示室の拡張や設備面の充実など様々な角度からあり方を検討する。

◇武蔵野公会堂建て替えの検討

・武蔵野公会堂は近年施設・設備の老朽化が目立ち始めた。また、多くの利用者からのバリアフリー化の要望にも対応できていない。今後、費用対効果、吉祥寺南口再開発の進捗などを考慮しつつ、建て替えも含めた検討を開始する。

◇歴史資料館建設の検討

・武蔵野市に残された文化財や古文書・公文書などを収集、整理、保管し公開するための歴史資料館建設について、引き続き検討を行う。

【問10】これまで歴史資料館の建設が検討されてきたが、財政面や社会的要因に阻まれて実現に至っていない。歴史資料館の開設に当たっては、来館者の確保や効率的運営に課題がある。武蔵野市の歴史資料の保存や展示のあり方をどのように考えるべきか。

4. 都市基盤分野

武蔵野市における新たな大規模公共施設の建設は、武蔵境地区に建設予定の武蔵野プレイスを除いて一段落し、これからの大型事業の主体は上・下水道や公共施設などの計画的な維持管理、更新の時代に入ったと言える。

上・下水道に代表される都市基盤の老朽化に伴う更新、大規模公共施設の維持管理コストは長期にわたり大きな費用を要する。現在の財政状況や将来見通しを含め、多様な観点から評価や検証を行いつつ計画的に進めて行く必要がある。

武蔵野市のまちの状況で、平成17年から平成19年の3年間に生じた大きな変化のひとつは、大規模開発の進行である。市内にある公共的団体、学校法人、大手企業などの比較的大面積の所有地が地域のまちづくりとは遊離した形で開発され、安定的な住環境に負の影響を与えているものが少なくない。

もうひとつは水害である。都心外縁部に位置する武蔵野市は、都市温暖化の影響により、以前

にも増して突発的な集中豪雨にさらされている。都市型水害対策の推進は喫緊の課題である。

一方、この3年間に状況の変化が見えなかったものには、危険な交通環境、震災対策がある。

自転車は、平坦な武蔵野市では利便性の高い交通手段であり、近隣地域から三駅圏への流入も多い。歩行者と自転車が安心して移動できるまちづくりを進めるうえで、暴走自転車対策、駅周辺の駐輪場整備が課題となっている。

武蔵野市には木造住宅が約18,000棟あるが、その内、昭和56年の改正建築基準法以前に建てられた住宅が約半数ある。旧耐震基準に対する耐震診断などの市の助成制度の利用を促し、住宅の耐震補強を進める必要がある。

(1) 参加と連携によるまちづくりの推進

◇まちづくり条例に則したまちづくりの推進

・武蔵野市では現在、まちづくり条例の制定に向けた検討を行っている。まちづくり条例とは、

市民の積極的・主体的参加により個性的で良好なまちづくりを推進するために地方自治体が制定する条例である。この条例には二つの柱があり、ひとつは無秩序な開発の抑制、もうひとつは市民の参加と協働である。平成19年度中に制定する条例に則したまちづくりを推進する。

・まちづくり体制を充実させるために、市民のまちづくり活動を支える専門的・中間的な機関として、まちづくりセンター（仮称）を設置し、多様な主体の連携と協力によるまちづくりを推進する。

◇都市マスタープランの見直し
・社会状況の変化などを勘案して、都市の将来像、都市づくりの方針、地域別の方針を明確に示す都市マスタープランを市民参加のもとに見直す作業に着手する。

（2）特色あるまちづくり

◇地域の課題や特色にあわせたまちづくり
・現在検討中のまちづくり条例には、身近な地区を単位として住民による主体的なまちづくり

を進めるための地区まちづくり計画が位置づけられている。地区まちづくり計画は、建築、緑化など、土地利用や景観などに関するまちづくりのルールや基準を提案することができる仕組みである。まちづくり条例に則し、地域の課題や特色にあわせたまちづくりを行っていく。

◇景観法に基づく景観条例の策定

・武蔵野らしい都市景観を守るため、市民と協働で本市の景観形成のあり方を、景観法及び東京都景観条例を踏まえ検討する。

◇秩序のある都市景観の形成

・屋外広告物の範囲や基準を、景観条例の制定にあわせて整理する。

・道路の無電柱化の検討を行い、その結果を踏まえて無電柱化の推進を図る。

◇地区レベルのまちづくりの推進

・まちづくりを推進する力として、コミュニティの果たす役割に期待するところは大きい。武蔵野市全域にネットワークされたコミュニティセンターの運営主体であるコミュニティ協議会と連携した地域のまちづくりプランの策定を検討する。

(3) ユニバーサルデザインの視点の積極的導入

- ◇ユニバーサルデザインに基づいたまちづくり
- ・既存の公共施設にはバリアフリー整備の困難なものもあるが、点検と現状の公表を行い、次善の策も含めた段階的な対処を早急に進める。
 - ・バリアフリー新法の主旨により、今までの点や線としての移動障害除去（バリアフリー）に終るのでなく、面として捉え市内全域を対象として、多様な市民や専門家、事業者などの参画のもと、ユニバーサルデザインの実現に向けた取り組みを行う。

(4) 防災・防犯施策の推進

- ◇地域の事情に合わせた防災計画の推進
- ・三駅圏の土地利用や道路の状況はそれぞれ異なる。とくに吉祥寺駅圏の商業地は、休日の来街者で大変な混雑となる。各駅圏の実態にあった防災計画を策定する必要がある。

(5) 住宅施策の総合的推進

- ◇建物倒壊を防ぐ耐震対策
- ・市では市内既存建物の耐震性を強化するため、耐震補強に関する相談、助成事業などを実施しているが、制度の利用が十分とはいえない。耐震への意識向上を目的としたPR活動を積極的に推進する。あわせて、市が実施している耐震への助成内容について検討を行う。
- ◇多様な市民が住み続けられるための住宅施策の検討
- ・武蔵野市は地価が全般に高いことから、子育て家庭が住みにくい、高齢者は住み続けることが困難になる場合があるなどの問題が生じており、少子化対策、高齢者福祉の観点からも対策を行うべきかどうかを検討する。

【問11】市は個人の住宅問題に踏み込んだ施策を実施すべきかどうか。例えば、経済状況に不安を抱える高齢者の住宅支援や、若年ファミリー層の定住化誘導のため、市が民間住宅借り上げなどの事業を行うことは適切か。

(6) 円滑な移動環境の整備

◇歩行者と自転車が安心して移動できるまちづくり

・乱暴な運転で歩行者に脅威を与える暴走自転車が、大きな社会問題になっている。平成18年の市内の交通人身事故750件のうち、自転車の関与するものは400件で約53%を占めている。この問題を解決するために、自転車利用の武蔵野ルールを確立し、マナーアップなどの施策を推進する。

・歩行者との事故を防ぎ、また自動車との事故から守るうえで、自転車の安全走行環境の整備は必要不可欠である。自転車の安全利用を図るため、自転車レーンの設置を推進する。

【問12】道路整備は、従来、車のスムーズな運行を旨として進められてきたが、身近な生活道路では、ひとにやさしい移動環境の実現が重要となっている。自動車優先の道路構造や交通規制を、歩行者と自転車を優先する方向に転換するうえで留意すべき具体的な課題はなにか。

◇ムーバス路線の運行ルートなどの見直し

・平成7年度に開設したムーバスは、平成18年度までに7路線9ルートの運行を行い、市内のバス交通空白・不便地域はほぼ解消された。中央線連続立体交差事業の完成に伴い交通体系の変化が生じることや、各ルート沿線地域住民などからの要望を踏まえ、各路線のルートなどの見直しや乗り継ぎサービスの導入などを検討する。

◇駐輪場整備の手法や運用方法の検討

・駅周辺での不法駐輪は解消されていない。コンパクトシティ実現のためには、利便性のよい駐輪場は不可欠である。既存駐輪場運用の見直しや鉄道事業者や商店会への働きかけも含めて、駐輪場整備を検討推進する。

◇駐車場整備のあり方の検討

・民間駐車監視員制度の導入を見据え、新たな駐車対策の検討を行うとともに、商店会や関係機関を含め、駐車場整備のあり方の検討を行う。

（ 7 ） 道路ネットワークの整備

◇外かく環状道路への対応

・武蔵野市内での外環の2（地上部都市計画道路）の計画路線は住宅街を貫通し、文教施設や公園などにも近接している。外環の2については、コミュニティや住環境に対する影響や必要性を第一に、事業者である東京都と協議していく。

◇市民参加による都市計画道路などの計画・整備

・これまで都市計画道路などの計画段階における市民参加は、ほとんどなされていない。自動車だけでなく、歩行者、自転車も日常的に使う道路でもある都市計画道路などの計画・整備については、市民参加のあり方を検討する必要がある。

（ 8 ） 上・下水道の整備

◇水道施設などの再整備

・昭和29年の水道施設建築後53年が経過し、水道施設は老朽化が進んでいる。将来にわたって安全・安心な給水を行うため、施設の再整備計画を立てて着実に事業を進める。

・浄水場施設再整備、水源施設

整備、配水管網整備、バックアップ機能整備、財政計画策定、適正な料金体系の検討などを行い、将来にわたって安心・安定給水を図っていく。

◇都市型水害対策を含めた下水道整備

・集中豪雨による浸水被害を低減させるため、平成17年12月、職員による浸水対策プロジェクト委員会が設置され、下水道施設対策や雨水の貯留・浸透施設対策を提言としてまとめた。自助・共助・公助を促進し、水害に強いまちづくりの構築を目指す事業を推進する。

・道路の透水性舗装の試行、学校への大型貯留・浸透施設の設置、民間施設などへの雨水浸透施設設置の促進を行う。

・下水道総合計画を策定し、災害に強いまちづくりを推進する。

（ 9 ） 吉祥寺圏の整備

◇吉祥寺圏のまちづくりの新たな推進

・半径5km圏域から吉祥寺中心部にアクセスしやすい交通環境の整備、回遊性の高い吉祥寺の魅力を活かすための動線の整備

や案内サインの充実、店舗の質的な充実、吉祥寺オリジナル商品の育成など、吉祥寺グランドデザインに沿ったまちづくりを進める。

・南口駅前交通広場の整備やパークロード歩行者の安全性・快適性の向上については積極的に事業を推進する。

・周辺住宅地と商業地の重なる地区や土地利用の境目など、市民の目線で、潤いのある都市生活の場の実現を目指す。

・商業の活力を支える自転車利用者のために、自転車駐車場については地下利用の検討を含め、整備・充実を図る。

(10) 中央圏の整備

◇三鷹駅北口地区まちづくり方針の策定

・高層ビル建設計画が進行中の三鷹駅北口地区は、今後、居住・ビジネスとも人口増加が予想され、都市機能の再考が必要である。現在三鷹駅北口地区がかかえる課題を整理し、商業・文化・居住・安全・景観など幅広い視点に立ったまちづくりの方針を策定する。

◇三鷹駅圏のまちづくり推進センター設置の検討

・駅前広場、三鷹駅北口地区のまちづくりを推進するにあたって、吉祥寺まちづくり事務所や武蔵境開発事務所のような、まちづくりの情報提供と推進のためのセンター設置を検討する。これについては、他の駅圏の事務所にはない機能として、人材バンクなど情報センター的な機能導入の可能性も検討する。

【問13】三鷹駅北口地区にまちづくり推進センター設置を検討するにあたって、地域の動向や特性に照らしてどのような機能を考慮すべきか。情報センターの機能は必要と認められるか。

(11) 武蔵境圏の整備

◇連続立体交差事業の進捗にあわせたインフラ整備

・鉄道連続立体交差事業に伴い、新駅舎に附属する武蔵境駅舎連続施設や武蔵境北口駅前広場を整備する。

◇ 新しいまちづくりの推進

・ 今後、新たな知的創造拠点となる「武蔵野プレイス」（南口駅前）を中心として付近の施設を面的に位置づけ、多世代にわたる利用と広域的な市民活動が交わる魅力的なまちとして機能するよう積極的に整備する。

5. 行・財政分野

第四期基本構想冒頭に掲げられた3目標の1つは「持続可能な社会をつくろう」である。人にも自然にも無理がなく、安心して暮らせる持続可能な社会、持続可能な武蔵野市をどう作り上げていくか。

この課題を行・財政分野に直結させて言い直すと、いま第一に問われているのは、今後予測される武蔵野市の人口、世帯構造、地域経済の動向などを織り込んだうえで、「自治体政府」としての武蔵野市とその主権者である市民との関係をあらためてどう位置づけるかである。

武蔵野市政に対して、きめ細やかな直営の行政サービスを望む一方で、それと同時にスリム化を至上目的にした行財政改革を求めることには無理がある。

大きな政府がよいのか、小さな政府がよいのか、それとも中ぐらいの政府がよいのか。別の言い方をすると、自治体政府としての武蔵野市が重点的に担うべき役割は何であり、市民や民間企業、NPOやCBOが担う役割は何か。それに応じて公共

と民間の組織編成はどうあるべきか。その点をいま立ち止まって考えてみる必要がある。

(1) 市民パートナーシップの積極的推進

◇自治基本条例制定の検討推進
・地方分権改革が一層進む中で、地方自治体の権限と責任の幅が広がっている。これまでの武蔵野市の自治の実績を発展させることを目的とする「長期計画」にある「市民パートナーシップの積極的推進」を具体化するために、武蔵野市の自治の基本ルールとして「自治基本条例」を定めることを検討推進する。

【問14】武蔵野市の「自治基本条例」にふさわしい内容は何か。これまでの市長、市議会、市民などの役割や協働のあり方を踏まえたうえで、条例制定の必要性や位置付けをどのように考えるべきか。

(2) 積極的な情報発信と情報セキュリティの徹底

◇広報手法の見直し

・市では様々な施策やサービスの提供を行っている。市報、ホームページ、むさしのFM、CATVなどを通じて、これらの情報提供を行っているが、市民に適切に伝わっているかどうかを検証し、情報共有のあり方を改善していく。

【問15】これまでの市の広報は市民のサービスの利用につながっているか。市が行っている福祉や防災などの様々な施策は市民に理解され、安心感をもたらしているか。現在の情報伝達の内容や手法に問題があるとすればどのような点か。それをどのように改めればよいか。

◇緊急時に活用できる柔軟な情報提供サービス

・市ではセキュリティポリシーを定め、情報セキュリティ対策や個人情報保護対策に努めている。一方、行政の保有する情報の断片化が進んでおり、災害時の人命救助などのために柔軟に

情報を提供することが困難になっている面もある。個人情報保護の徹底に努めると同時に必要なサービスが必要なときに提供できる仕組みを研究する。

(3) 健全な財政運営の維持

◇都市のリニューアルと財政健全性のバランス

・市制施行後、早期に整備した上・下水道や小・中学校、武蔵野公会堂、クリーンセンターなどの社会生活を支える基盤が建て替えなどの時期を迎えつつある。これらの施設の更新には多額の費用負担が予想される。今後これらの更新に備え、中長期的なスパンでの財政計画を立てると同時に、更新が始まるまでは積極的に基金の積み立てを行っていく。また、施設整備にあたっては、PFIなどの手法や有利な資金調達方法を研究する。

◇財政援助出資団体などの見直し

・平成20年から5年間の移行期間をもって始まる公益法人制度改革や、平成22年の指定管理者の指定替えなどを意識して、市の財政援助出資団体の位置付けやあり方を検討し、市の指針

を確立する。また、事業費や運営費などの補助金を交付している団体についても公共と民間の関係のあり方、費用対効果の観点を踏まえて補助金交付のあり方の見直しを行う。

(4) 時代の変化に対応する柔軟な行政運営

◇事業計画の適切性の確保

・計画・実行・見直し・行動

(PDCA)のサイクルを市の主要事業に導入し、アウトカム(行政効果)に基づいた評価がなされる仕組みを研究する。

◇職員定数適正化の実施

・市の一般会計の歳出の中で職員人件費の占める割合は平成19年度予算で21.5%である。団塊の世代が定年を迎えることにより今後5年間で約4分の1の職員が退職する。これを単に新しい職員の採用で補うのではなく、自治体でなければ担えない仕事はなにかを精査したうえで、可能な事業については民間委託などを進め、職員定数の適正化に結びつける。ただし、その際も職員の年齢構成などの変化によって、自治体の組織体制

に支障が出ないように十分留意する。

◇指定管理者制度の拡充と市場化テストの検討

・現在、市の施設266のうち45の施設で指定管理者制度を導入している。今後も指定管理者制度になじむ施設について制度を導入していく。また、事務の合理化、経費節減を図るため、市場化テストの導入も検討する。

◇市民協働の推進

・地方分権化や市民ニーズの多様化により、市役所の仕事は増加しており、限られた予算の中で全てのニーズを満たすことは今後ますます難しくなる。一方で、市がサービスを提供するのではなく、地域住民や民間事業者がサービスを提供した方がより質の高いサービスを提供できる場合もある。市と市民あるいは事業者が協働したほうがサービスの質が高まるものについては今後一層の協働を進める。

・市と市民の協働を円滑にすることを目的として、市民の集いと交流の場所として市庁舎が利用されることを目指す環境デザイン改善を研究し、来庁者の市

役所に対する印象改善と、職員の業務活性化を図る。

◇これからの自治体経営に対応できる職員の育成

・地方分権が進むなかで、「自治体政府」の職員として経営感覚を身に付け、自ら課題意識を持ち、業務を改善できるモチベーションを持った職員を育成し、チームとしての力を発揮できる組織体制を確立して、市役所の活性化を図る。

◇人事・給与制度の改革

・職員の能力を十分に発揮させるために信賞必罰の原則を徹底すると同時に、適切な人事・給与制度の確立を図る。そのためには、勤務評定制度の改革や職務・職責に応じた給料表への見直し、期末勤勉手当への成績率の導入などを検討する。

◇市民ニーズに応える柔軟な組織体制の確立

・行政の組織編成が機能・目的別の縦割り型組織であるのは合理的な理由があるが、その一方で、市民の多様なニーズに対し、一か所で総合的に対応できる横断的な組織が求められるのにも十分理由がある。横割り型組織

の性格を持たせるために従来の縦割り型組織を基本にしたうえで、制度的なチーム制の導入、部課横断的なプロジェクトチームの活用、地域別担当職制の導入などについて検討する。

(5) 市有財産の有効活用の研究

◇未利用地などの活用の研究

・例えば西部図書館の機能が武蔵野プレイスに移った後の建物の活用方法や有効活用されていない普通財産、未利用地などについては、有効活用を図るよう今後研究を進める。

【参考資料1】

武蔵野市の人口推計

1. 性別年齢別人口（総人口）

(1) 性別年齢別人口（総人口）の推計方法

① コーホート要因法

性別年齢別人口（総人口）の推計にあたっては、基準人口を平成19年1月1日住民基本台帳人口として、近年の武蔵野市における人口の変動要因を考慮に入れるため、コーホート要因法（人口変動要因（出生・死亡・移動）を考慮した推計手法）による推計を行った。

この推計方法は、人口予測の代表的手法であり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を推計する際にも用いられている。

② 開発人口の加算

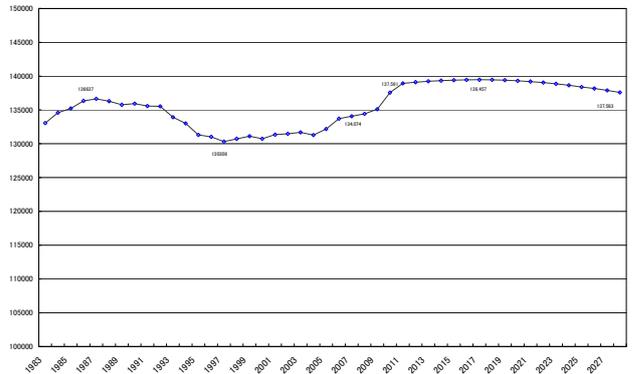
本推計においては、コーホート要因法によって求められる推計人口に加えて、現在市が計画を把握している大規模開発（200戸以上のマンション）により予想される増加人口も計上した。

(2) 性別年齢別人口（総人口）推移と推計結果

武蔵野市の人口は、昭和62（1987）年に136,637人に達した後、平成9（1997）年には130,308人まで減少した。その後、再度増加基調に移り、平成19（2007）年には134,074人となった。

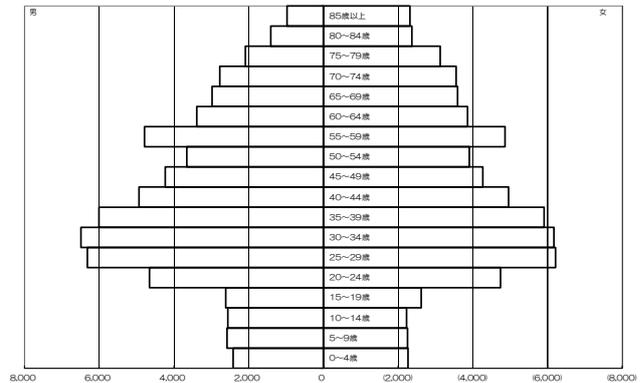
大規模開発が終了する平成22（2010）年には、137,561人となり、その後も増加を続け、平成29（2017）年に139,457人に達した後は、減少傾向に転じる。目標年次の平成40（2028）年には137,583人になる。

人口の推移と将来見通し

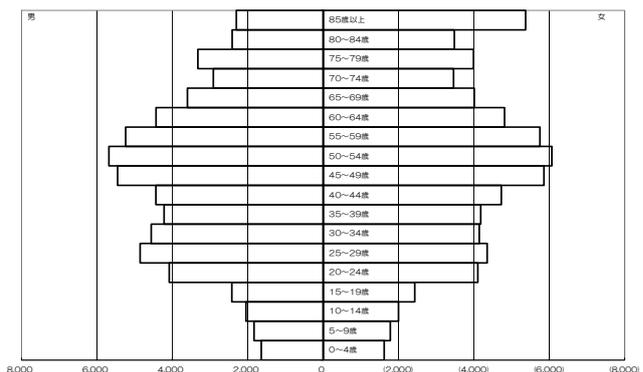


年齢構成の変化（5歳階級人口ピラミッド）

◇平成19（2007）年



◇平成40年（2028）年



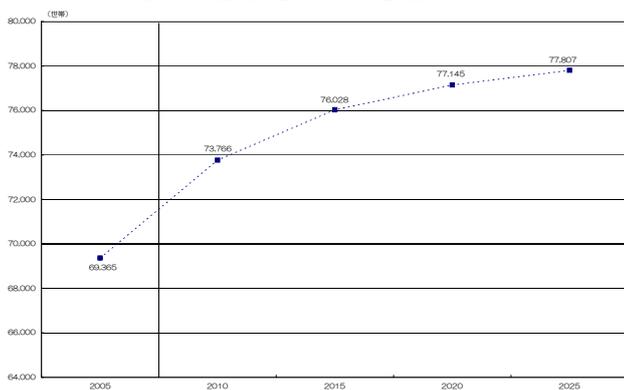
2. 世帯数

武蔵野市の世帯数は増加基調にあり、昭和 60（1985）年には 51,434 世帯であったが、平成 17（2005）年には 69,365 世帯まで増加した。

今後伸び率は縮小するものの、増加傾向は続き、平成 37（2025）年には 77,807 世帯に達する。特に、開発人口増が見込まれる平成 17～22 年の期間は、4,401 世帯増加する。

また、平均世帯人員は、平成 17（2005）年の 1.91 人から平成 37（2025）年には 1.78 人まで低下する。

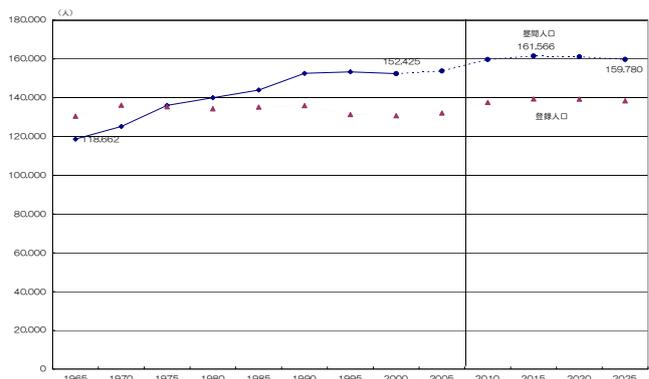
世帯数の推移と将来見通し



3. 昼間人口

昼間人口は、昭和 40（1965）年から増加を続け、昭和 50（1975）年には住民登録人口を上回った。その後、平成 2 年から平成 12 年にかけて増減を繰り返すが、152,000 人から 153,000 人の間を推移している。今後、住民登録人口に対する昼間人口比率は低下するものの、住民登録人口が当面は増加に転じるため、昼間人口も再度増加する。平成 27（2015）年に 161,566 人に達した後は、住民登録人口も微減となるため、平成 37（2025）年には 159,780 人となる。

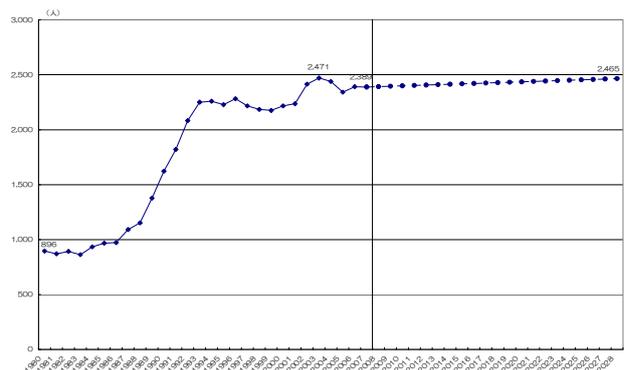
昼間人口の推移と今後の見通し



4. 外国人登録人口

外国人登録人口は、昭和 61（1986）年から平成 5（1993）年にかけて、1 年に 10% を超える伸び率で急増し 2,000 人を超えたが、その後は平成 14（2002）年に 8% 増、平成 16（2004）年に 4% 減と大きく変動したほかは、各年 ±2% 以内で変動している。平成 19（2007）年は 2,389 人となり、今後は、現状のまま微増を続け、目標年次の平成 40（2028）年には 2,465 人に達する。

外国人登録人口の推移と将来見通し



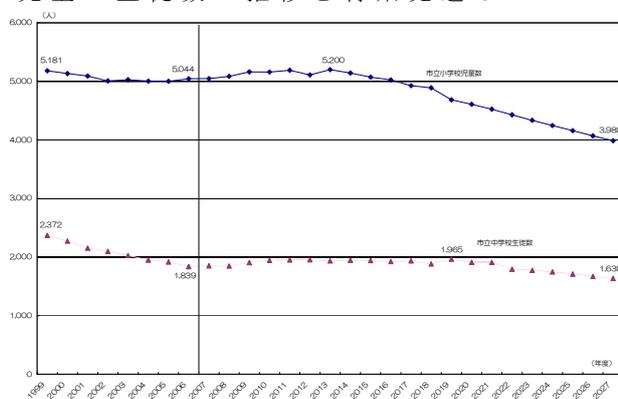
5. 市立小・中学校の児童・生徒数

平成 11（1999）年度以降、市立学校に通う児童数はほぼ横這いとなっているが、生徒数は減少を続けている。平成 18（2006）年度では、児童数は 5,044 人、生徒数は 1,839 人であった。

開発人口の増加に伴う流入により、児童数は当面増加し、平成 25（2013）年度には 5,200 人に達するが、その後は減少基調となり、推計目標である平成 39（2027）年度には 3,988 人まで減少する。

生徒数は、児童数の変化から 6 年ほど遅れて同じ動きを示す性質がある。児童数の推移と同様に、当面はほぼ横ばいから微増で推移し、平成 31（2019）年に 1,965 人に達した後、減少に転じ、推計目標である平成 39（2027）年度には 1,638 人となる。

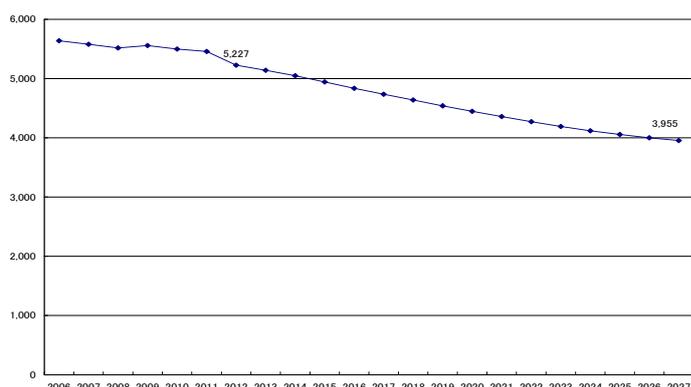
児童・生徒数の推移と将来見通し



6. 乳幼児人口（0～5歳）

0～5歳児の乳幼児人口は、当面はほぼ現状を維持するが、平成 24（2012）年は 5,227 人となる。以後も減少を続け、目標年次である平成 39（2027）年には 3,955 人となる。

乳幼児人口の将来見通し



【参考資料 2】

財政の状況と課題

1. 財政の状況と課題

武蔵野市の財政は市民の高い担税力に支えられ、これまで健全な財政を維持してきた。財政力指数も平成 18 年度に 1.716（3 か年平均）となり、全国第一位となった。しかし、三位一体改革による影響や今後の財政需要を考えると、この状態を将来にわたり維持していくことは大変厳しいと言わざるを得ない。

武蔵野市の歳入の特徴は、市税収入が全体の約 6 割を占めており、そのうちの約 5 割が個人市民税である。しかし、個人市民税は平成 4 年の 189 億円をピークに減少傾向となり、今後大きな伸びは期待できない。

法人市民税については、平成 18 年度に景気回復による影響が見られたが、今後も同様な税収を維持できるかについては、楽観できない状況にある。

これまで市税は、ほぼ 350 億円前後で推移し、ここ数年の市税収入の状況を見ても 350～370 億円をベースラインと考える必要がある。

歳出については、人件費、扶助費、公債費の 3 費目を合わせた義務的経費が、平成 18 年度決算で 209 億円となっている。扶助費は徐々に増加しているものの、市債の償還のピークが過ぎ、公債費は減少している。人件費は、職員定数適正化計画による人員削減、給

与改定、各種手当の見直しなどにより減少傾向となっているが、団塊世代の退職者の増加が、平成 19 年度から 22 年度にかけてピークを迎えることから、今後は増加が予想される。扶助費は乳幼児医療費助成の所得制限撤廃、義務教育就学児医療費助成の創設や高齢者人口の増加が今後の増加要因になると考えられる。

その他の経常的な経費としては、物件費の伸びにも注意が必要である。物件費は平成 18 年度に 115 億円となり、10 年間で 10.7% 増加している。特に、物件費の 6 割以上を占める委託料の伸びは 10 年間で 22.9% と大幅な増となっており、その抑制も課題である。

基金については、平成 18 年度末の基金残高は、287 億円となった。今後、農水省跡地利用施設建設事業などへの取崩しを予定しているので、減少傾向が予想されるが、これからの市有施設の更新などの行政需要を勘案すれば、基金の取崩しは慎重に計画する必要がある。

平成 18 年度末の市債（借金）残高は、一般会計 260 億円、下水道事業会計 32 億円、土地開発公社 112 億円で、合計 404 億円となっている。土地開発公社の借入金は計画的な償還に努めているが、今後も必要な土地の先行取得が予定されているので、大幅な減少は考えにくい。下水道事業会計では、平成 17 年から始まった森ヶ崎水再生センター建設負担金の増に伴う公共下水道事業債の増が平成 19 年

度も予定されている。

財政構造の弾力性を表わす経常収支比率は、平成 18 年度 75.9%であった。一般的には 70~80%が適正水準とされており、現在は多摩 26 市中最も低い。しかし、施設の維持管理費の増などにより、この水準を維持することが難しくなることも考えられる。

2. 武蔵野市の財政見通し

国は、来年度も景気回復が続く見込みであり、平成 20 年度の名目経済成長率は 2.6%と想定している。武蔵野市の歳入については、一定の増収も予想されるが、三位一体改革による国庫補助負担金の一般財源化に伴い、所得税から個人住民税への税源移譲が実施されたことにより、本市においては平成 19 年度以降毎年度 7 億 9,000 万円もの大幅な増収が見込まれている。固定資産税については、平成 17 年度に地価が下げ止まり、平成 18 年度以降上昇傾向に変わってきたこと、また大型マンションの建設計画が続くことなどから、増加傾向にあると予想している。

歳出では、JR 中央線連続立体交差事業、農水省跡地利用施設建設事業及び武蔵境駅周辺整備事業や、今後取り組まなければならない吉祥寺駅南口都市計画事業をはじめ、小中学校など更新時期を迎え始めた市有施設の更新や維持管理のための改修事業などがあり、これらは多額の経費を要すると見込まれる。さらに、地域での暮ら

しを支える福祉の充実、子育てしやすい環境の整備、持続可能な環境共生都市づくり、安全・安心のまちづくりなど、多くの課題が山積している。

一方、国は個人住民税の一部を出身地などに納める「ふるさと納税」について研究会を立ち上げている。また、大企業の本社が集積する都市部の自治体に、法人二税（法人住民税、法人事業税）の増収が集中していることが問題視され、増収格差是正の動きもある。いずれも武蔵野市にとっては、増収減につながり、影響が大きいと予想されるため、今後の税制改正の論議を注視していく必要がある。

今後数年間の財政状況は、景気回復がこのまま緩やかに継続していくとしても、決して楽観できる状況で推移するとは考えられない。行政運営にあたっては、サービスの質の向上とコストの削減に努め、スクラップ・アンド・ビルドを強力に推進していく必要がある。

用語説明

用語	説明
インフラ	インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。
NPO	Non Profit Organizationの略。「民間非営利組織」又は「民間非営利団体」などと訳されることが多い。団体独自の理念(ミッション)を持ち、営利を目的としない社会活動を行う団体の総称。
家庭福祉員(保育ママ)制度	保育士、看護師等の資格を有した保育についての技能及び経験を有する者が、自宅のスペースを用いて保育を必要とする3歳児未満の乳幼児の保育を行う制度。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めると共に、景観計画の策定、規制や支援等所要の措置を講ずる、景観についての総合的な法律。
軽費老人ホームくぬぎ園	武蔵野市が運営する軽費老人ホーム。*軽費老人ホーム・・・利用料は負担できるが、比較的所得で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人を対象とする老人ホーム。
健康づくり支援センター	子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことを目的として開設。市民公募の健康づくり推進員による健康情報の提供や、健康づくり人材バンクの活用などにより、広く市民の健康づくりを支援している。
権利擁護事業	生活不安を感じている高齢者、身体障がいのある人や、判断能力が不十分のため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行う事業。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。
コンパクトシティ	都市の様々な機能が比較的小さな地域に集まっていること。土地の有効活用、各種施設の効率的な配置、交通渋滞の緩和等を図ることにより、持続可能な都市づくりをめざすもの。
財政援助出資団体	市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。
在宅介護支援センター	老人福祉法に基づく、高齢者保健福祉施策(ゴールドプラン21)における地域社会生活支援の一環。高齢者の在宅介護などに関するさまざまな相談を受ける24時間対応の窓口設置、そのほか、在宅介護に関するあらゆる情報提供を行う施設。
サポート医	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医に対する認知症診断等に関する助言・相談等を行う医師。
三障害一元化	障害者自立支援法の施行により、身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類によって異なる各種福祉サービスが一元化された。これにより、障がいの種類を超えた共通の場で、それぞれの障がい特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになった。
CBO	Community Based Organizationの略。地域に基盤をおく団体。
市場化テスト	従来、官が独占してきた公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件の下、官と民との間で競争入札を実施し、その提供主体・提供手法を決めていく制度。
自治基本条例	自治に関する基本的な事項を定める条例。自治の理念、基本的な制度や権利を内容とする条例。
シチズンシップ教育	子どもたちが、将来、市民としての役割を果たせるよう、市民意識、市民性等を育む教育。
自治体政府	住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体。
指定管理者制度	平成15年9月に施行された地方自治法改正により新設された制度。この制度導入により、それまで公共団体、公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委託可能となった。

用語	説明
市民パートナーシップ	市民と市が、それぞれの主体性のもとに、互いの特性を生かしながら、地域の課題や社会的な課題の解決という共通目的のために、連携し協力し合うこと。
小規模作業所	一般の企業等で働くことの困難な障がいのある人の働く場や活動の場として、障がいのある人、親、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として運営されているもの。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。
セーフティネット	経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策。
セキュリティポリシー	組織全体の情報セキュリティに関する基本方針。* 情報セキュリティ…情報を安全に管理し、適切に利用できるように運営すること。
SOHO	Small Office Home Officeの略。自宅や自宅近くの小さな事務所を拠点に、それぞれの専門能力を生かし、パソコンなど各種情報機器と技術を駆使し働く労働形態。
地域コミュニティ	居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながり。
地域包括支援センター	介護保険法の改正により、平成18年4月から新たに設置された介護予防支援と包括的支援事業(介護予防マネジメント等)を行う施設。日常生活圏域(武蔵野市は3圏域)に1センターを設置し、専門職が配置され地域全体を総合的に担当する。
地域リハビリテーション	障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉および生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合っている活動のすべて。
テンミリオンハウス	地域の実情に応じた市民などの「共助」の取り組みに対し、武蔵野市が年間1,000万円(ten-million)を上限とした運営費補助などの活動支援を行っている施設または事業。
都市マスタープラン	住民に最も身近である市町村が、住民の意見を反映した具体性のあるまちづくりのビジョンを確立し、地区別にあるべき市街地像を示すとともに、整備方針等についてきめ細かく、かつ総合的に定める都市計画の方針。
土曜学校	小・中学生を対象に、土曜日を利用して、学校の授業ではできない体験や活動をする講座。市内小・中学校や大学、市民会館、文化施設、体育館等を利用して実施している。
ニート	通学・仕事もせず、自立した社会生活を営むことをしない人々の呼称。
認証保育所	東京都独自の制度により設置基準を設定し、多くの企業の参入と事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることを目指した認可外保育施設。
バリアフリー新法	「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で、従来の「ハートビル法(多数の人が利用する建築物対象)」と「交通バリアフリー法(駅や空港といった旅客施設を対象)」を一本化した法律。
PFI	Private Finance Initiativeの略。社会資本の整備や公共サービスの提供に際し、民間の資金やノウハウを導入する方式のこと。イギリスで始められた制度で、道路、鉄道、橋、ごみ処理場、病院などの整備や運営にこの方式が取り入れられている。
フリーター	15～34歳の若年者(学生及び主婦を除く)のうち、正社員・フルタイムという正規の雇用形態ではなく、アルバイト・パートと呼ばれる短期または臨時の雇用形態で働く人々の呼称。
メンタルヘルス	多様化、複雑化する社会で、精神的な悩みを持ち、苦しむ人が急増している。身体健康増進と共に、心の健康を保つための支援の必要性(精神保健)。
ユニバーサルデザイン	年齢、障がいの有無などに関わらず、すべての人々に利用しやすいまちや建物、製品、サービスづくりを行っていくこととする考え方。
ライフワーク・バランス	幸せな人生を送るために、自分の価値観に合う働き方、仕事と生活の調和を考えようという概念。
療養病床	病院又は診療所の病床のうち、精神病床等以外の病床で主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床。

武蔵野市第四期長期計画調整計画（平成20年度～24年度）
討議要綱～計画づくりに向けての課題と論点～

武蔵野市第四期長期計画調整計画策定委員会

<http://www.city.musashino.lg.jp/cms/sisaku/00/00/51/00005122.html>

発行 平成19年8月